平成２３年（フ）第８号
静岡県富士市松岡1440番地の４　シティウエスト壱番館101号
債務者　小川　新二
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２６号
横浜市南区六ツ川１丁目624番地１　ダイアパレス横浜南ヒルサイド403
債務者　高橋　治子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目46番地の５　サンビレッジ湘南Ａ201
債務者　関　　邦和
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
横浜市西区中央１丁目26番21号
債務者　松田　智明
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１号
横浜市中区本牧三之谷16番29―203号
債務者　山崎　洋子（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６号
横浜市青葉区美しが丘１丁目20番地　たまプラーザ団地５－１棟204号
債務者　萬羽　敏郎
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
愛知県安城市桜町７番20号　グローリアス安城桜町第２―1002
債務者　伊藤　　勉
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
愛知県安城市桜町７番20号　グローリアス安城桜町第２―1002
債務者　伊藤　桂子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
横浜市港北区新横浜２丁目18番地15　第９セキビル1002
債務者　中西亜紀子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５６１号
北海道札幌市東区北18条東13丁目１―10ＬＥＳＰＡＣＥ北18条Ａ―102
破産者　千代川拓男
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６９号
北海道石狩市花川南９条２丁目223番地
破産者　関根　朝子
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４２号
千葉市稲毛区六方町118番地６
破産者　亡若菜泰志相続財産
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０７号
千葉県浦安市今川２丁目11番30号
破産者　丸和技研工業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０８号
千葉県市川市田尻５丁目21番22号、開始決定時の住所千葉県市川市行徳駅前４丁目13番５―205号　グランドハイツ富岡
破産者　松田　三男
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６５号
東京都中央区八丁堀４丁目２番８号月村マンションＮｏ．27―701号室
破産者　環境サクシード株式会社
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５４号
広島市中区榎町５番22号
破産者　株式会社エーシン
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２号
青森市大字野木字野尻37番地142
破産者　東北地下工業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係